

社会福祉法人グリーンコープ 臼杵デイサービスセンターひととき
通所介護 通所介護型サービス（現行相当）
通所型サービス（緩和した基準によるサービス）
運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人グリーンコープが開設する臼杵デイサービスセンターひととき指定通所介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護（以下「通所介護事業等」という。）及び臼杵市の通所介護型サービス（現行相当）通所型サービス（緩和した基準によるサービス）（以下「臼杵市総合事業」という。）の事業（以下「事業」という。）は高齢者が要介護または要支援状態等となった場合においても、その利用者の尊厳を保持し、可能な限りにおいて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、指定通所介護等にあたる従業者による必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持ならびに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

（運営方針）

第2条 運営方針は次に掲げるところによるものとする。

（1）指定通所介護等は、利用者の要介護または要支援状態等の軽減もしくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的におこなうものとする。

（2）事業所自らその提供する指定通所介護等の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

（3）指定通所介護等の提供にあたっては、通所介護計画又は通所介護型サービス計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助をおこなう。

（4）指定通所介護等の提供に当たる従業者は、指定通所介護等の提供にあたっては、懇切丁寧におこなうことを旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明をおこなう。

（5）指定通所介護等の提供にあたっては、介護技術の向上に努め、適切な介護技術をもってサービスの提供をおこなう。

（6）指定通所介護等は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供する。特に、認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

（7）指定通所介護等の提供に当たる従業者は、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供するものとする。

（8）事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(9) 前項のほか、指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年大分県条例第五十五号。）、指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年大分県規則第五号。）、「臼杵市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(臼杵市総合事業の運営の方針)

第3条 臼杵市総合事業の基本方針として、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

2 臼杵市総合事業の実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を指定介護予防支援事業者へ報告することとする。

3 臼杵市総合事業のサービスの提供に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

(事業所の名称および所在地)

第4条 この事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 臼杵デイサービスセンターひととき
- (2) 所在地 臼杵市大字野田字森ノ木6番4

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第5条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名（生活相談員、介護職員兼務）

管理者は、通所介護計画又は介護予防通所介護相当サービス計画の作成及び説明をおこなうほか、従業者の管理、指定通所介護等の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的におこなう。

(2) 生活相談員1名以上 生活相談員は、生活指導その他の指定通所介護の提供にあたる。

- (3) 看護職員1名以上

看護職員は看護その他の指定通所介護の提供にあたる。

- (4) 介護職員2名以上

介護職員は介護その他の指定通所介護の提供にあたる。

- (5) 機能訓練指導員1名以上（看護職員と兼務）

機能訓練指導員は、機能訓練指導その他の指定通所介護の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日とする。ただし、盆の3日、年末年始の5日間を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後17時30分とする。
- (3) サービス提供時間 午前9時30分から午後4時45分までとする。
- (4) 事業所の営業日・営業時間外については、相談に応じる。

(利用定員)

第7条 利用定員は、1日20名とする。

(指定通所介護等の内容)

第8条 指定通所介護の内容は次の通りとする。

- 一、 生活等についての相談、助言
- 二、 機能訓練
- 三、 必要な日常生活上の世話
- 四、 健康状態の確認
- 五、 食事の提供
- 六、 入浴
- 七、 送迎

(利用料、その他の費用の額)

第9条 指定通所介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準(介護報酬告示額)によるものとし、法定代理受領分は介護報酬の告示上の額の1割～3割の額とする。

2 大分市総合事業の提供した場合の利用料の額は、大分市が定める額(介護予防通所介護相当サービスは1月あたりの単位)とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割または2割の額とする。

3 次条の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用は、実施地域を越えた地点からの往復距離1kmにつき20円を徴収する。

4 前2項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

(1) 昼食費 650円/1日

(2) おむつ代 実費

(3) 利用者の希望によって身の回り品、教養娯楽品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に関わる実費

5 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に重要事項説明書等で説明をした上で、契約書に署名(記名押印)を受けることとする。以後契約書に記載されていない前項以外の費用について受領する必要があるときは、その都度同意書により確認するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、臼杵市とする。

(サービスの利用にあたっての留意事項)

第11条 利用者が事業の提供を受ける際には次の事項について留意していただくとともに、通所申し込みの際し利用者、家族に通知するものとする。

- (1) 入浴サービスを利用する場合は、従業者の指示に従い、入浴時間等を守ること。
- (2) 送迎サービスを利用する際は、あらかじめ約束した所定の場所及び利用日以外での利用はできないものとし、走行中は安全確保のため従業者の指示に従うこと。
- (3) サービス利用日、時間を変更する場合は事前に事業所に連絡をすること。
- (4) 事業所内での飲酒はしないこと。
- (5) 事業所内での喫煙は、定められた場所ですること。

(緊急時における対応方法)

第12条 指定通所介護に当たる従業者は、指定通所介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(2) 事業所は事業の提供により事故が発生した場合は、関係市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係わる居宅介護支援事業者等に連絡をおこなうとともに必要な措置を講じるものとする。

(3) 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかにおこなうものとする。

(非常災害対策)

第13条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防災管理者または火災、防災等についての責任者を定め、年2回定期的に避難訓練その他必要な訓練をおこなう。

(苦情処理)

第14条 事業の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情相談窓口の設置、苦情処理の体制及び手順の整備等必要な措置を講じるとともに、当該措置の内容を重要事項説明書への記載及び事業所内に掲示する等により利用者及びその家族に周知する。

2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、苦情の内容を記録して保存するとともに、その原因を解明し、再発を防止するため必要な措置を講じる。

3 事業者は、提供した指定地域密着型通所介護に関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 事業者は、提供した指定地域密着型通所介護に係る利用者からの苦情に関して国

民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業員への周知徹底

2 事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。

(業務継続計画の策定等)

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第17

条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるとともに、業務体制の整備を図るものとする。

- ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- ② 継続研修 年2回

(2) 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密をもらしてはならない。

(3) 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密をもらすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とするものとする。

(4) この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人グリーンコープと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

この規程は、2018年 4月1日から施行する。

この規程は、2019年 3月1日から施行する。

この規程は、2019年 10月1日から施行する。

この規程は、2020年 4月1日から施行する。

この規程は、2024年 4月1日から施行する。